

租税条約早見表				ロシア連邦(条約)				
源泉徴収対象所得			条約による区分等	減免手続き等				概要
所161 号数	所得区分等	税率		条項	区分	届出 様式	添付 書類	
二	割引債償還差益	18.378	利子(公社債の割増金(§8⑤))	8②	10%	13, 14 又は2	不要	注イロハ
	(発行時)	16.336	政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	8③	免税		A	H28.1.1以後発行の割引債については届出(様式2)
	(償還時)	15.315						
四	組合契約事業利益の配分	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に限る。)	7①	PE所在地国課税			
五	土地等の譲渡	10.21	譲渡収益	11①	減免規定なし			不動産所在地国課税
六	人的役務提供事業の対価	20.42	事業利得(国内PE帰属利得に帰属しない場合)	5①	免税	6	不要	居住地国課税
			芸能人又は運動家の役務提供事業の対価	14②	免税規定なし			役務提供地課税
			政府間合意の文化交流計画に基づくもの	14②	免税	6	要	政府間文化交流証明
七	不動産の使用料	20.42	不動産所得(§6②③)	10①	減免規定なし			不動産所在地国課税
			船舶・航空機の裸用船使用料	9②b	10%	3	不要	注イロハ
八	利子所得	15.315	利子(§8⑤)	8②	10%	2	不要	注イロハ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	8③	免税	2	A	
九	配当所得	20.24 15.315	配当(§7③)	7②	15%	1	不要	注ロ
十	貸付金利子	20.42	債権から生じた所得(§8⑤)	8②	10%	2	不要	注イハ
			政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府等が保証等した債権に関するもの	8③	免税		A	
十一	使用料	20.42	文学、美術、学術上の著作物の著作権使用料	9②a	免税	3	不要	注イロハ
			上記以外の特許権、設備等の使用料	9②b	10%	3	不要	
			著作権、工業所有権等の譲渡対価(国内PEに帰属しない場合)	11⑤	免税	10	不要	
十二イ	給与その他の人的役務の提供に対する報酬で国内における勤務又は役務提供に基因するもの	20.42	給与所得、自由職業所得	12①	減免規定なし			役務提供地課税
			短期滞在者給与(①暦年中183日以内の滞在、②日本の居住者以外からの支払、③日本PEが負担しない)	12①	免税	(7)	不要	みなし国内払い以外は届出書提出不要
			日本企業が国際運輸で運用の船舶・航空機で行われる勤務	12②	減免規定なし			法人所在地課税
			内国法人の役員報酬	13	減免規定なし			法人所在地課税
			政府等職員に対し政府等から支払われるもの(事業関連)	16	免税	不要		ロシアのみ課税(所9①8)
			教授(教育研修の報酬 2年以内)	17	免税	8	不要	教授免税
			留学生(国外から支払われる生計、教育、訓練給付に限る)	18	免税	(8)	在学	みなし国内払い以外は届出不要
			事業修習者(〃)	18	免税	(8)	修習	
芸能人又は運動家の人的役務の報酬	14①	減免規定なし			役務提供地課税			
政府間合意の文化交流計画に基づくもの	14①	免税	7	要	政府間文化交流証明			
十二ロ	公的年金等	20.42	下記以外のもの	15, 16	免税	9	不要	居住地国のみ課税
十二ハ	退職所得	20.42	規定なし	給与等に準じる			給与所得条項適用	
十三	事業の広告宣伝のための賞金	20.42	その他所得	19	免税	10	不要	居住地国課税
十四	生命保険契約等に基づく年金等	20.42	その他所得	19	免税	9	不要	居住地国課税
十六	匿名組合契約に基づく利益の配分	20.42	その他所得	19	免税	10	不要	居住地国課税
添付書類	A	い ず れ か	配当・利子の租税を免除する租税条約の規定の適用を受けることができる相手国等の居住者であることを相手国等の権限ある当局が証明した書類⇒実務では、各届出書の「8権限ある当局の証明」欄に条約相手国等の権限ある当局が証明(実特法省令2⑤)					
			①租税の免除を定める要件を満たすことを明らかにする書類(外国語で作成の場合その翻訳文を含む。) ②居住者証明書(実特法省令2⑥)					
非居住者等が源泉徴収義務者に居住者証明書(提示前1カ月以内に作成されたもの)を提示し氏名・住所等の確認を受けた場合には、添付を省略できる。この場合、源泉徴収義務者は、提示された居住者証明書の写しを提示日以後5年間保存する必要がある。(実特法省令9の10②)								
注意事項	イ	債務者主義 支払者(債務者)の居住地国が源泉地国とされる。(PE帰属所得は除く。)						
	ロ	恒久的施設(PE)に帰属する場合は、事業利得条項§7が適用され免税とはならない。						
	ハ	独立企業間価格を超過する所得の場合、その超過額はその所得の条項は適用せず5%の限度税率とする。						
二								